

日本郵便株式会社法第4条第4項の規定による届出をした業務の内容

	業務の内容	業務の開始の時期
郵便等の利用促進等に 資するイベント業務 （日本郵便株式会社法 第4条第3項に掲げる業 務）	① 概要 日本郵便株式会社の営業所（郵便局を含む。）等において、郵便等の利用促進等に資する次に掲げるイベント業務を行う。 （1）各種カルチャー教室、セミナー等の企画、運営 （2）地域住民の交流促進に資する各種行事の企画、運営 ② 実施拠点 平成27年2月1日時点での取り扱い予定の会社の営業所は、3局。	平成27年2月1日